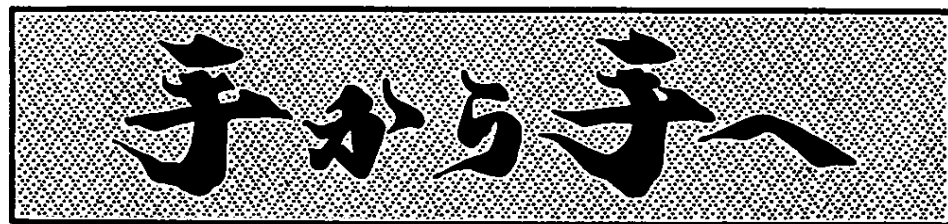


この『手から手へ』は全教職員に配布しています。 まだ組合に入られていない方、ぜひ加入してください！

発行／公立大学法人
首都大学東京労働組合
TEL=042-677-0213
Eメール=union@apricot.ocn.ne.jp
HP=http:// tmu-union.org/



第 2848 号

2019 年 11 月 11 日

年末一時金に関する要求書を提出！ 回答指定日は 11 月 18 日(月)



首都大学東京労働組合は、2019 年 11 月 6 日(水)法人宛に 2019 年度年末一時金に関する要求書を提出し、団体交渉を行いました。組合は、年末一時金 2.5 月分を全額期末手当とすること、および非常勤契約職員、非常勤教員にも一時金を支給することを要求しました。

旧非任期教員に対する賃金差別解消及び常勤契約職員の在職期間を退職手当の在職期間に算入する改善については、「差別を解消することが、法人におけるオリンピック・パラリンピックのレガシーだと組合は考えています。」と主張、2020 年 4 月から、校名変更も決定しており、首都大学東京の負の遺産の解消を求めました。

また、臨時職員については、定年延長を要求しました。

これに対して当局側からは、東京都人事委員会勧告などをふまえながら、これまで培ってきた労使の信頼関係をもとに協議していくことが表明されました。

一時金の回答指定日は、11 月 18 日(月)です。この間提出した、組合の要求についても、同日回答を求めます。

【組合】 本日は、年末一時金に関する要求を提出します。要求については、後ほど書記長が説明します。

提出にあたって、組合の見解をいくつか表明しておきます。

民間大手企業における今春闘の妥結状況では、昨年水準を下回るベア回答も見られるものの、一時金の支給月数増を含めて、6 年連続となる賃上げとなっている状況にあります。10 月から消費税が引き上げられており、大都市東京の民間実勢や、厳しさを増す職員の生活実態を踏まえれば、一時金の引き上げは当然であり、すべての教職員の給与のベースアップを求める組合の要求こそ、正当性があるものと確信しています。

大学・高専の教育、研究を担っている教職員の気持ちを受けとめて、納得のいく良い回答が示されることを期待しております。臨時・非常勤職員、特任教員に対する一時金の支給にも踏み込んでいただきたいと思えます。

2020 年のオリンピック・パラリンピック開催まで、1 年を切りました。法人は、オリンピック・パラリンピック期間中は、授業を行わず、ボランティアとして参加することに配慮しています。オリンピック憲章には、オリンピズムの根本原理として次のようなことが定められています。「人種、宗教、政治、性別、その他の理由に基づく国や個人に対する差別はいかなる形であれオリンピックムーブメントに属することと相容れない。」IOC の使命と役割については、「オリンピックムーブメントに影響を及ぼすいかなる形の差別にも反対すること。」と記されています。

オリンピック・パラリンピック開催都市東京が設置する法人が、任期制を選択しなかったという理由で教員の賃金差別を続けていることや、全く同じ仕事をしているのに、常勤契約職員が 3 年任期で更新が 2 回までという期限の定めのある雇用であったことを根拠に、退職手当の勤務期間に算入しないという差別を放置し続けることは許されません。そうした差別を解消することが、法人におけるオリンピック・パラリンピックのレガシーだと組合は考えています。

法人は、期限の定めのない労働契約の任期制を選択しなかった教員に対して賃金差別を行い、常勤契約職員の場合は期限の定

めのある雇用であったことを根拠に、退職手当の勤務期間に算入しないという差別を放置しています。

2020 年 4 月からは、法人名称を「東京都公立大学法人」と改め、大学の名称も「東京都立大学」「東京都立産業技術大学院大学」と改称することが決まっています。東京都が設置している公立大学であることをより鮮明にする名称変更です。「首都大学東京」時代の負の遺産を清算し、さらなる発展を期する機会であることも、この際、指摘しておきます。

臨時職員の定年年齢は 65 歳から、少なくとも 70 歳に引き上げる必要があります。65 歳では、職務内容に一定の知見を有する継続雇用職員や再任用終了後の都派遣職員を採用できなくなるなど、突発的事案に対応する上で支障が生じると組合は考えています。何より、校名変更や英語の民間テスト導入の延期など、新たな業務が増加することが目に見えている状況の中で、現在の方針を貫けば、来年度当初の業務に大きな支障をきたすことは明らかです。非常勤契約職員 3 年雇い止めについても、早期に見直しが必要です。人材確保という観点からも、従前の内部登用制度を復活するよう要求します。

一時金については、11 月 18 日までに回答してください。

私からは、以上です。

【当局】 ただ今、「年末一時金に関する要求書」を承りました。

それでは私の方から、現時点での私どもの基本的な認識を申し上げます。

本年の都の人事委員会勧告は、例月給が改定見送りとなる一方、特別給は 6 年連続で引き上げることとしました。

言うまでもなく、法人教職員の給与は、法人として自主的、自律的に決定するものですが、その前提として地方独立行政法人法が定めるとおり、民間企業の賃金情勢や国、都等の動向など、社会一般の情勢に適合したものでなければなりません。

裏面に続く⇒

また、御承知のとおり、本法人の運営はその大半を都からの交付金により支えられています。

引き続き、東京都の理解と支援を得ながら、自主的、自律的な経営を行っていくためには、教職員の給与について、十分に社会的な説明責任を果たせるものでなければなりません。

法人は、これまでも、こうした状況を十分に勘案した上で、自律的に教職員の年間給与水準を定めてまいりました。

今後も、給与制度の検討に当たりましては、民間企業の賃金情勢や、都の人事委員会勧告等の内容、国、都等の動向に加え、これまでの法人の取組、教職員の構成状況等を踏まえた上で、総合的に判断していく必要があると考えております。

なお、東京都派遣職員につきましては、東京都において、職員の給与に関する条例の改正があった場合、職員派遣に係る取決書により、東京都と同様の措置を取ることになります。

いずれにいたしましても、これまで培ってきた労使の信頼関係をもとに、誠意を持って、皆さんとの協議に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

2019組発第3号

2019年11月6日

公立大学法人首都大学東京
理事長 島田 晴雄 殿

公立大学法人首都大学東京労働組合
中央執行委員長 増田 士朗

年末一時金に関する要求書

10月16日、東京都人事委員会は、4年連続して例月給改定を見送る勧告を強行しました。一時金については、0.05月分の引上げを勧告しましたが、6年連続して改定分を勤動手当へ配分するというものであり、都労連と各単組の要請を一切無視した不当勧告で、容認することができないものです。

首都圏に暮らす法人職員は、高物価・高家賃、長時間通勤など、他県・他都市と比べて、特別に高い経済的負担と厳しい生活条件に置かれています。加えて、職員は勤務条件の厳しさが増すなかにも、大学・高専の職務に、日夜懸命に努力しています。

教職員は、生活改善につながる賃上げの実現と年末一時金の改善に期待を寄せています。本日、下記のとおり、要求書を提出いたします。すでに提出した要求も含めて、誠意ある回答を求めます。

記

1. 年末一時金について、2.5月分を12月10日までに支給すること。支給にあたっては、全額期末手当とすること。
2. 非常勤契約職員、非常勤教員にも一時金を支給すること。
3. 以上の回答を、11月18日（月）までに行うこと。

～今年もやります！ 大望年会～

☆日時…12月5日(木)午後6時～

☆場所…ルヴェソンヴェール

(南大沢キャンパス・国際交流会館内)

「私の研究」のお話、
恒例のビンゴゲームもありますよ！

みなさん
ご参加ください

